

コンプライアンス確立に向けた取組について

平成21年11月24日
総務部行財政改革局人事・評価室

1 コンプライアンス確立本部の設置

会計検査院の検査指摘により明らかとなった不適正経理について、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、再発防止に向けた取組を進めるため、副知事を本部長とする「コンプライアンス確立本部」を設置

(体制)	本部長	副知事
構成 部局等	防災局、総務部、企画部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、行政監察監、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所、会計管理者、労働委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会	
事務局	総務部行財政改革局人事・評価室、会計管理者会計局会計指導課	

(第1回会議) 日時 平成21年11月12日(木) 15:30～
内容 ・コンプライアンス確立本部で取り組む事項等について
・コンプライアンスの再徹底について

2 今後のコンプライアンス確立に向けた取組(想定される主な取組)

(1) 「鳥取県職員コンプライアンス行動指針」の見直し

- ・職員として常に心に留めておかなければならない留意点などを、職員に向けた総括的なメッセージとして明記
- ・職員により分かりやすく、研修等でも活用しやすくなるよう全体を再構成
- ・個別業務の留意事項や過去の具体的な事例を追加

(2) 研修等の見直し

- ・毎年度、各職場でコンプライアンス研修を実施
- ・自治研修所での職位別研修について、コンプライアンスに関する内容を再整理し、充実
- ・実務と連動させた業務専門研修、業務マニュアルの改善

(3) 外部通報窓口の設置

- ・県の経理上の不正について、外部(取引業者やその従業員等を想定)からの通報窓口を設置

(4) 物品の検収チェック体制の見直し

- ・納品を確実に確認・検査するために業務の実情に応じた適切な検収者を指名できるよう弾力化

(5) その他

- ・自主調査の結果や現場の担当者の意見などを踏まえた、会計事務等の問題点の洗い出しと改善策の検討
- ・職員への周知、徹底(教育)の方策の検討
- ・継続的なフォローアップの方策の検討
- ・処分基準の明確化